





補正予算（第一号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

予算の内容に入ります前に、今回の補正予算の概要から説明させていただきます。今回の主なものとしては工事費関係の増額でございます。航空機の騒音等を把握するため市役所の屋上に設置いたします航空機騒音測定機の工事費、防衛庁の補助金の内示によります第六小学校、第七小学校の防音機能復旧工事費の増額、施設の有効活用を図るため福生駅西口ギャラリーの規模拡大によります工事変更による増額等を計上させていただきます。

それでは、予算書に基づきまして内容の御説明を申し上げます。予算書の一ページをお開きいただきます。まず、総則でございますが、第一条で既決予算額に九千五十七万八千円を追加し、歳入際出予算総額をそれぞれ百五十三億四千二百六十七万八千円と定めようとするものでございます。

第二条は、地方債の補正でございますが、後ほど御説明を申し上げます。

次に、三ページをお開きいただきます。歳入につきまして御説明申し上げます。第九款使用料及び手数料の使用料におきまして九百五十一万一千円の追加でございますが、これは市営住宅使用料で、付加使用料等の確定による増分でございます。

次に第十款、国庫支出金の一千三百九十四万三千円の追加は、東福生駅東口広場公園新設事業に対する補助七十七万円と、第六小学校及び第七小学校の防音機能復旧事業の補助一千三百七十七万三千円との合計額で、いずれも事業費の増によります防衛庁からの補助金の増額分でございます。

次に、第十四款の繰入金一千五百六十八万四千円の追加は特別会計繰入金で、老人保険医療特別会計への平成元年度決算見込みによります精算繰入金でございます。

次に第十六款、諸収入の百六十万円の追加は宝くじによりますコミュニティ事業助成金でございます。

次の第十七款、市債の五千三十万円の追加は、東福生駅東口広場公園新設事業債三十万円の増加と、福生駅西口ギャラリー新築事業債五千万円との合計額でございます。

以上が歳入でございます。合計いたしますと補正額は九千五十七万八千円で、歳入予算合計は百五十三億四千二百六十七万八千円と相なる次第でございます。

次に、五ページをお開きいただきたいと思ひます。歳出につきまして御説明申し上げます。

第四款の衛生費五百二十四万三千円の追加は、市内上空を飛行する航空機の騒音等を把握するため、庁舎屋上に設置いたします航空機騒音測定機の工事費でございます。

次に、第八款の土木費でございますが、都市計画費の四百三十二万九千円の追加は、南公園、福生公園、東福生駅東口広場公園の設計等の委託料で、標準設計委託料率及び適用方法の変更によります増額でございます。住宅費の九百五十一万一千円の追加は、歳入の住宅使用料を市営住宅等管理基金へ積み立ていたそうとするものでございます。

続きまして、第十款の教育費で小学校費一千三百二十七万六千円の追加は、防衛庁の補助金の内示によります第六小学校及び第七小学校の防音機能復旧工事費と管理委託料の増額分でございます。

社会教育費の六千七百九十五万五千円の追加は、当初予算で御提案申し上げました福生駅西口ギャラリーの施設の有効活用を図るため、申しわけございませんが急遽設計変更させていただきたく、その増築関係の追加事業費六千七百七十一万円、その増築のため工期の変更によります管理諸費の減額分百八十二万円、また、国際交流事業の職員旅費追加分二十九万七千円、それと、歳入で御説明申し上げましたコミュニティ事業助成金によります地域会館への印刷機三台の購入費百七十万円との相殺額でございます。

次に、予備費でございますが、九百二十二万六千円の減額補正で、これは歳入歳出財源調整によるものでございます。

以上、歳出の補正額は九千五十七万八千円でございます。歳出予算総額は百五十三億四千二百六十七万八千円と相なる次第でございます。

次に、六ページをお開きいただきたいと思ひます。第二表の地方債補正でございますが、これは起債対象事業といたしまして新たに福生駅西口ギャラリー新築事業を追加し、限度額を五千万円、それと東福生駅東口広場公園新築事業の変更による三十万円を追加いたしまして、限度総額を二億九千八百二十万円にしようとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同様でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十八番（小野沢久君） 一点ですが、一二、一三ページの手数料の関係なんですが、市営住宅の使用料、ただいま付加使用料の説明がありましたけれども、二月に所得を出しますその確定だと思っておりますが、九百万円の補正というのは相当な金額になりますので、それだけ所得がふえたのかなという気がいたしますが、この内容を少し詳しく説明をしていただきたいのです。まず、市営住宅の戸建てと鉄筋の鉄筋の戸建てと、付加使用料は〇・二と〇・四とあるわけですが、そのそれぞれの数字、その戸数に対するパーセンテージをそれぞれお願いいたします。

それから、付加使用料がトータル的には何%の所帯にかかっているのかという点、それからもう一つ、この条例の二十一条の関係になりますけれども、収入超過者の明渡し義務努力というのがあります。この明渡し請求は実際にしているのかどうか、以上の点です。お願いいたします。

○総務部長（森田 進君） 自席からお許しをいただきまして、御答弁を申し上げます。

付加使用料の具体的な内容ということでございますが、現在、市営住宅の総戸数は二百六戸でございます、そのうち鉄筋住宅が百三十八戸でございます。このうち付加使用料として今回調定いたしましたのが六十三戸ございます。それから、木造の家屋につきましては六十八戸ございまして、このうち付加使用料として調定いたしましたのは二十六戸でございます。合計で八十九戸ございまして、割合といたしましては四三%と、そんな数字になってございます。

それからもう一点、明渡し努力義務の関係でございますが、毎年一定の基準に基づきまして明渡しの請求をしているというふうなことでございますが、今年度についても一応十件の明渡しの努力義務についてお願いをしております。ただ、なかなか正直に申し上げまして、この明渡しの努力義務の中で、明渡しが行われるというふうなことは行われてないというのが実情でございます。

それから、二〇%・四〇%の関係につきましてはちょっと今手元に資料がございませんので、時間をお借りしたいと思っております。

○十八番（小野沢久君） ただいまの答弁で、付加使用料の〇・二の戸数と〇・四の戸数の答弁がありませんでしたけれども、それは結構です。あとで調べればわかることでしょうし、これは個別に聞いてまいりますので結構ですけれども、いずれにしても、今、明渡し請求が十件あったが、過去にそれによって出たのがないということですけども、本来の市営住宅を建てる意義というのは、この条例の一条にあるように「住宅に困窮するものに対して低額の家賃で賃貸することにより市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。」とありますので、やっぱりつくった目的に沿うような運用をきちんとしていただきますようお願いいたします。恐らくこれだけ付加使用料を払う人は、例えば新規に市営住宅を申し込むとすると所得の制限で申し込みができないランクになるのではないかと思いますので、十分にこの条例の趣旨に沿った運用をしていただきますようお願いいたします。終わります。

○十一番（松山 清君） 二つほど。一つは一七ページの公害対策費の航空機騒音測定機設置工事ですけれども、一つは測定機そのもののお値段はどれくらいのものなのか。今回購入しようとする測定機というのは、例えば、現在市が設置しておりますサイクルセンターの測定機の性能等と比較してどの程度のものなのか。

それから、これは全く設置工事だけなのですか、通常の備品とかそういうものはどの程度かかるのか。そのことをちょっとお聞きしておきたいと思っております。

それから、昨日の一般質問でも——データ整理をしているというデータを市民にお見せするという形になるわけですけども、そうしますと、そのデータ整理と称する時間というのは実際にはどれくらいかかるものなのか。一ヵ月も二ヵ月もかかるようでは何の意味もないのですが、急ぎの場合は、翌日ぐらいには市民にすぐお知らせすることができるのかどうか、そういう点をちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

それからこれは、私も総務委員会ですから、総務委員会に当然付託になると思うのですが、それにして

もちょっとと本会議での説明が不十分だと思えますので、この二〇ページで、この展示施設費にかかわるものでもうちょっと詳しく説明していただきたいと思うのですけれども、先ほどの野沢部長の説明では有効利用を図るため急遽変更したということですけれども、確かに急遽変更ですね。つい三ヵ月前の当初予算で議決をして、何も手をつけずに変更するということは、余程変更しなければならぬ理由が発生したのか考えられないわけです。ですから、このわずかの三ヵ月間の間にどのような事情があって今日のこのいいとか悪いとかは別問題です、私はそこまであれしませんよ。――変更をするというのが発生したのか。とにかく日にちを追って、なぜこうなったのか。三月のときにはそういう話は私の記憶では全くなかったと思うのですが、あったとすれば、私はそれは聞き洩らしたと思うんですよ、こういう場合もあり得ますよということであればそれはまた別ですけども。その点でよく日を追って、なぜこういうふうになってきたのかをお話しいただきたいと思っています。

それから、今回地方債として五千万円ついてきているわけですけども、この五千万円というのは今回のいわゆる総額分だけにかかる五千万円ではないと私は思います。いわゆる地方債というのは、全く、私の考えていけばもしこの部分の変更がなければ、財源振替という形が当然出てきたはずだと思うのですけども、では、逆にいえば当初予算の段階にもどした場合には、財源はどういうふうな形になったのでしょうか。その点をお聞きます。

○市民部長（岩崎好亮君）　まず、測定機の質問でございしますが、本体の価格が幾らぐらいするのかということでございますが、予算上の問題でございしますので、なかなか幾らというのはわかりませんが、私の方で一応二百四十五万円ということでは予算を立てております。

それから次に、性能の問題でございしますが、向こうのリサイクルセンターの性能は比べてどうなのかということでございますが、ほぼ同じ性能というふうに解釈していただきたいと思います。ただ、技術改良等が進んでおりますので、ややあちらの方よりいいものが買えるのではないかとはいふには思っております。

それから次に、これについての備品等がどうなのかということでございますが、設置する場合において

は、いわゆる本体の備品というのか、そういうものがありますものですから、特に備品というものはこの際は、いらないのではないかとはいふふうに思っております。

それから次に、いわゆる資料の作成にどのくらいの月日がかかるのかということでございますが、この前の一般質問等でも御説明いたしましたけれども、いわゆる議会等に出される資料等についての範囲で出すということでございますので、そういうようなことでございますから、私の方で一ヵ月、一ヵ月と出しておる関係がありますから、一ヵ月を過ぎた後ということでございますので、通常今月の分は来月の十二、三日にはできるのではないかと。ただ、先ほどの御質問でありますように、何日のものを出してくれということになりますと、セットしてあるものを全部引き抜かなければなりませんので、その間の間がまた壊れると言いますか、引き継ぎをやらなければなりませんから、そういうことになりますとちょっと無理があるかと思しますので、通常の場合は一ヵ月経ちまして次の月の十二、三日には作成ができるのではないかとはいふふうに思っております。以上です。

○企画財政部長（野沢久人君）　二〇、二一ページの展示施設にかかわります御質問がございましたので、私の方から答弁させていただきます。

まず、変更の理由というところで、どんなことがあったのかというお話の点でございますが、御存じのように当初予算では三階までということと計画をしておりました。この事業そのものが、実は建築基準法、場所の問題と、それからJR、それから防衛といったようなところといろいろ絡みまして非常に難しい事業でありまして、当初計画の中では一応三階までということと、それ以上は無理というような形での計画の中で当初予算を組ませていただいたところでございます。

ただ、それ以前の段階から、市民の皆さんからそういった展示場所を市の大勢の人たちに見てもらえるところにはほしいといったような希望等につきましては、いろいろと出ていたところでございますし、さらに加えて言いますと、市の、要するに福生市というものをできるだけ市民、あるいは市民以外の方々にもお知らせをしていく、あるいは例えば緑化のポスター等、そういったようなものが出てきた場合には展示をしていきたい、あるいは市内にあります物産、あるいは観光といったような面についても今後力を入れ

ていかなくはならないといったようなさまざまな事情がございました、できることならば広げたいというところで、四月に入りましてから、いわゆる設計にかかります段階でその辺のところの問題をもう一度洗い直し、いろいろと関係のところと交渉しようという形が出てまいりまして、建築関係についてのところが一番ネックだったわけでございますけれども、そことの交渉の中で、駅前の広場についても一応全体の建築の中でとらえていってもいいというふうなお話になってまいりました。

したがしまして、そのことによってさらに上に上げられるという条件が出てまいったものでございますから、そのことを基にいたしましたして、先ほど来お話し申し上げておりますような市民の方々の御希望、さらには高い土地であるという土地の有効利用、さらに一度つくってしましますとあとから付け加えることができないといったような問題等もございました、まことに申しわけない次第ではございますけれども、急遽変更をさせていただきたいというお願いを申し上げているところでございます。

それから、地方債にかかりましての要するに五千万円の部分でございますが、この件につきましては当初予算のときに御説明申し上げましたように、本件、工事費で一億八百万ほどの当初予算の工事費になっておりますけれども、このうち八千六百五十万円ほどは東京都の市町村活性化交付金を充当させる予定をいたしております、この分にさらに今回いわゆる追加分のところと、それから若干の一般財源が当然当初出ているわけですが、その財源も含めまして五千万円の東京都の市町村振興基金からの借り入れをさせていただこうという予定で財源をつくらせていただいているところでございます。以上です。

○十一番（松山 清君） 公害対策の方の騒音測定機の方なんですけれども、そうしますと、この測定機を設置した場合に、今回のようなE2Cの飛行訓練があった場合にはどういうふうに対応されるわけですか。今までは自動測定ということじゃなくて、必ず職員がついてチェックしておりましたけれども、もうそういう体制は取らないということですか。全く機械に任せっぱなしというふうな形でやるのですか。その辺の考えをひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、展示施設の問題では、いろいろ理由がなければこんなことやれないわけですから、言ってみれば駅前広場が敷地としてみてもいいような話になったと、だったら当初から三階ということだけで区

切った説明をされていたと思うのです。それは不確定要素があったにしても、皆さん最初から三階でいくという形だけでしか説明してなかったわけですから、そういう点では随分な説明を私たちにしてくれたと思ひているのです。

それから、もう一つ理由にあげた展示したいという願望、これはあるのです。では、ほかのものだった一杯あるのです。これに限った問題ではないでしょう。いろいろ何だかってかんだって市民の要望というのは。ですからこれに限って、やるものだけは市民の要望だからいいんだみたいな、それだけでは済まない問題があるのです。そうしますと、この地方債の五千万円というのは今の説明で聞く限りにおきまして、あくまでもそれは今回もう一階ふやす部分にかかわるものだけの地方債なんだというふうな説明だと私は思うのですが、それでいいわけですか。

○市民部長（岩崎好亮君） E2Cの問題で、こういうふうになった場合どうするのかということでございますけれども、測定機は測定機として測定しますので、それでE2Cの場合に特に出すということであれば、特段また、いわゆるうちの方の内部で相談なり検討をして、どういう機械が出ているかということ、今後検討しなければいけないのです。そのことも希望があると言いますか、議会等で、E2Cの問題で何回飛んだのか、あるいはそういうようなことであれば別の角度でやはり検討しなければいけないと思ひますけれども、機械そのものは動いていると思ひますので、特にE2Cの問題を出すということならば、機械がどういうふうに作動していたかということを見てから検討したいと、こういうふうに思ひます。

○企画財政部長（野沢久人君） 起債の関係のところでの御質問でございますけれども、今回の補正額によりまして全体の額が一億七千五百万円ほどになるわけでございます。そのうち先ほど申し上げました東京都市町村活性化基金交付金が八千六百五十万円ございまして、東京都の振興基金から五千万円を借り入れて、あとは市財で処理をしますと、こういう形になりますので、申請上は、先ほど申し上げました、当初は一億八百万円に対して八千六百五十万円の東京都の交付金だけを予定しておりましたけれども、その残りの部分について、要するに今度上げました分から八千六百五十万円を引きまして、その残りの分について東京都の交渉の中で五千万円をいただくと、こういう形になります。

○十一番（松山 清君） どうもこの騒音測定機の問題では正直言ってすっきりしないのです。新しい機械を設置するということは大いに結構なことなのです。しかし、それと同時に私たちも前々からいっているように、データはできるだけすみやかに市民に出せるようにしてほしいと、これがもう一つあるわけです。

それと、今回のようなE2Cの場合には、議会が直後にあるとは限りません。今回みたいにうまいぐあいにE2Cと議会とが重なるとは限らないのですよ。例えば、きょうからE2Cが始まったと。仮定の問題を言って失礼ですけども、きょうからE2Cの訓練が始まったと。一週間やられたと。では、そのときのデータは、どのくらい飛びましたかということをも、もし私が一市民としてお聞きしましたら、どうされるんですかということなのです。今までは市の担当が見ながらやって、チェックしていたのでしょうか。この測定機を入れることによってそういう場合はどうなりますかということなのです。最後です。そのことについてお願いします。

○市民部長（岩崎好亮君） これは、機械がどういうように動くかということによってまだ変われると思いますが、私の方としまして、機械をセットしたものが一ヵ月後、十二日ですか、十三日には公表ができると。その前に出すというのは、いつ資料をもらいたいということをお願いしないと、資料としてはなかなか一つ一つ出すというふうにはいかないと思います。セットはされていると思うんですよ。ですが、きょう飛んだのを資料につくると、こういうわけにはいかないと、こういうふうに思っております。

○十一番（松山 清君） 部長が言わんとしていることは全くわからないわけじゃないのだけれども、現状では、E2Cに限って言えば毎日毎日チェックをして、きょうは何回飛んだのかいうことを出していたわけでしょう。現時点でやっていたわけでしょう。だから、この測定機を入れることによってその手間隙を省いてしまうのですかということなのです。今年まだまだ機会がありますから、これでチョンということではありませんけれども、そういうことなのです。十分市民に役立つように活用していただかないと困るわけですよ。しかし、機械を入れたからといって、手間隙を省いてしまうということになってはいけません。私は思っております。そのことだけ申し上げておきます。

○十三番（遠藤洋一君） 僕は一つだけちょっと伺っておきたいのです。今の測定機のところで、今まで再三、僕の場合は十年近くにわたって屋上にも測定機を設けなさいということを——きのうずっと議事録を読んでみたらこういうことなのです。道路の騒音とかそういうものを拾うのだと、測定機というものは、だから、こういう交通繁華なところに置くと余り効果がないのだという答弁もずっとあるのですよ。それで、今度の機械に関しては大変そういう性能はよくなったのだろうと思っています。それできつと車の騒音も、E2Cの騒音も、C9の騒音も区別して、事によったらポンとはんこでも押して、これからE2Cなんて書くくらいいい機械じゃないかと思っています。ですが、今までずっとそれはできないと言いつつきたほかの騒音との関係から言うと、今度の機械はどういうような形のものを採用するつもりですか。つまり道路の騒音は拾わないというようなものなのです。という質問です。

○市民部長（岩崎好亮君） 技術的な問題も含めての話だと思えますが、今度私の方で購入する予定のものは、屋上に機械を上に向けるようにセットするというようにします。例えば下に置きますと、道路の騒音も入ってしまう。上に向けるように少し改良してもらおうようにすることです。リサイクルセンタ―のものはかまわず置いてありましたので、いわゆる自動車の騒音が入ってしまう、こういう話でございいます。

そういうようなことで、できるだけ飛行機の騒音を測定できるように今メーカーにも注文と言ったら語弊がありますが、そういうようなことを言いました。今度は少し上に向ける、いわゆる下から言いますと縦が九十度ですから八十度ぐらいの差がある。したがって、平面より十度のところは余り入らないようにしてもらって、それでホーンが七十五ホーン以下ということですから、下のものはなかなか入らないのではないか。自動車のは入らないのではないか。その機械そのものを庭などに置けば、入りますけれども、高ければ入らないのではないかということ、そのように装置をしていただくと。

ただ、試運転しないと余りまだ技術的にわからないんですが、いわゆる緊急放送がありますが、あれは上から出ますので、あれをかなりキャッチしてしまいうきではないかという懸念と云いますか、そういうものもひとつ検討しなければいけないのです。いわゆる火災などの放送をしますが、あれがかなり入ってし

まうのではないかと、こういうことは言われております。今後、そういう問題についてはかなり試運転といたしますか、いろいろのを含めて検討しなければいけないのではないかと、このように思っております。

○十三番（遠藤洋一君） よくわかりました。つまり、自動車の騒音などがあるから屋上の上に置くわけにいかないという理由は実は全くうそであつたというのはよくわかりました。幾つも理由はあるでしょう。置きたくないということも含めて。しかし、その中で非常に理由として、物理的な理由として、しかもあつたかも一般市民を納得させるような理由としては他の音も拾ってしまうのだと。だからこういうところには置けないのだと言ひ続けていたのでしょう、皆さんは。それは今、岩崎さんの説明を聞けば、ちょっと機械を曲げれば済むなどという、冗談じゃないでしょう。そういうことを言つて、今まで市民や議員にうそを言つていたことをちゃんと反省してください。その上できちつとした測定機を設定するんだということであつて、今までのは何にもなくなつてしまつたではないですか。幾つも理由はあつたと思います。しかし少なくともその中で、再三言いますけれども議事録を自分で読んでくださいよ。つまり、理由のうちで挙げているのは、ほかの自動車等々の騒音を拾うからこういうところに置けないと言ひ続けてきたのですよ。今の話を聞けば機械の性能が上がつたのではなくて、アンテナの向きを変えればいいなんて、そんなことを言われているようなことでは、非常に僕は市民をだます態度はよくないということだけ指摘しておきます。

○二十四番（村尾栄次君） 騒音機の測定の問題で、私どもの市民クラブの方の要望ということで、早速に予算をつけていただいて、これは本当にお礼を申し上げなくてはならないのですが、ただ、前から騒音機の問題で、つけていただきたいという方々は大勢おいでなのです。ですからこれは大体いつごろつけるつもりでいるのか、あるいはどんな機械でということが、私どもには全然わからないのです。だから、この問題については我々市民クラブといたしましても納得のいく線で、また場所もこの市庁舎の上ということについては私も余り納得できないのです。もっと静かなところで振動の少ないようなところもあるのではないかと、私も言つたこともあるのですが、ほかにないからこういうことになつたのでしょうか、よく理解を求めて、つけるということでは、予算を出したのですから、皆さんにどんな機械でと、だからほか

のところを視察も一回ぐらいしていただくと、そんなふうなことでいいわけです。納得してこうだということになつた方が結局いいのではないかと思います。ですから、早急ということでもなくとも、一年、二年かかつて納得してからやっていたかどうかという方が私はいいいというふうに思ひますので、いずれにしても、これは建設委員会に付託することですから、建設委員会の中でよく討議していただき、そういうふうにしていただいて、やっていた方がいいと思ひます。そういうふうなことを要望いたします。

○総務部長（森田 進君） 先ほどの小野沢議員さんの御質問の中で答弁漏れが一つございました。申しわけございません。

市営住宅使用料の、付加使用料の二〇％、四〇％の内訳でございますけど、木造につきましては合計で二十六戸ございまして、そのうち四〇％分が二十二戸ございます。それから二〇％分が四戸でございます。それから、鉄筋の住宅につきましては四〇％分が四十戸でございます。それから、二〇％分が二十三戸でございます。以上のような状況になっております。答弁が遅くなりまして申しわけございません。以上でございます。

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第四十号は、総務、建設の両委員会に付託いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よつて議案第四十号は、総務、建設の両委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 十一時十分まで休憩いたします。

午前 十時 五十五分 休憩

~~~~~

午前十一時 十四分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○二十四番（村尾栄次君） 議長が十分まで休憩ということをやったのですが、十分に我々はここに来て席に座ったところが会議が始まらない。これはどういうことですか。十四分で四分も遅れて、何をやったか私はわからないが、その理由をちょっと説明してもらいたい。

○議長（仲村清信君） 暫時休憩いたします。

午前十一時 十四分 休憩

~~~~~

午前十一時 十五分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第七 議案第四十一号 平成二年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第四十一号 平成二年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成元年度分の精算によりそれぞれ交付金、負担金、償還金等を精算し、一般会計からの繰入金を繰戻そうとするものでございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。恐縮ですが、二七ページをお開きいただきたいと思ます。まず、総則でございしますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二千五百七十万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ十五億五千四百二十九万六千円と定めようとするものでございます。次に、二九ページをお開きいただきたいと思ます。第一表、歳入歳出予算補正につきまして御説明申し上げます。初めに歳入でございしますが、支払基金交付金の三十一万二千円の追加補正は、医療費交付金精算

分千円の減額と、審査支払手数料交付金精算分の三十一万三千円を相殺したものでございます。

次に、国庫支出金、都支出金、それぞれ千円の減額であります。医療費負担金の精算によるものでございします。

次の繰越金二千五百三十九万三千円につきましては前年度繰越金でございします。

以上、歳入の補正の額は二千五百七十万三千円で、総額十五億五千四百二十九万六千円と相なる次第でございします。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。諸支出金の二千五百七十万三千円の追加補正でございしますが、これは、国庫支出金精算返還金二百五十万七千円、都支出金精算返還金七十八万五千円及び支払基金精算返還金六百七十二万七千円、そして、他会計への繰出金といたしまして、一般会計繰出金一千五百六十八万四千円を計上させていただきました。

以上、歳出の補正の額は二千五百七十万三千円とし、総額十五億五千四百二十九万六千円と相なる次第でございします。

以上、大変雑駁な説明でございしますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十一号は、厚生委員会に付託したいと思ますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十一号は、厚生委員会に付託することに決

定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第八 議案第四十二号 福生市立福生第六小学校内装改良工事（建築）請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第四十二号 福生市立福生第六小学校内装改良工事（建築）請負契約につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。本件は、教育内容の充実、向上を図るため教育施設の整備の一環といたしまして、福生市立福生第六小学校の内装改良工事を施行しようとするものでございまして、その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定に基づきまして議会の御同意を得るべく、御提案申し上げたものでございます。

まず最初に、当該工事の概要につきまして御説明申し上げます。本工事は、校舎の内装改良工事といたしまして、普通教室二十一教室、特別教室四教室及び管理者室と廊下の天井張替、壁の塗装替、一部床の張替、家具類等の取替と、それに現在の余裕教室六教室を利用いたしまして、新たにランチルーム、多目的教室、相談室等に改良を実施しようとするものでございまして、その延べ床面積は四千七百五十平方メートルでございます。

次に、契約関係でございますが、本議案に記載してございますように、契約の目的が福生市立福生第六小学校内装改良工事（建築）で、入札を三回にわたりまして行ったわけでございますが、いずれも予定価格に達する落札者がなかったため、その最低価格の入札業者と協議をいたしまして、次のような金額で合意に至ったということでございまして、地方自治法第二百三十四条第二項の規定によりまして随意契約ということになりました次第でございます。契約の金額につきましては、一億六千五百七十七千円ということでございます。この金額は消費税四百六十七万七千円が含まれたものでございます。本件の入札経過

につきましては、別紙の資料のとおりでございますので、御参照に供していただきたいと思います。

次に、工期でございますが、契約の確定の日から平成二年十月二十日までと相なっております。契約の相手方は、東京都福生市志茂百六十一番地 田村建設工業株式会社 代表取締役田村洋一郎でございます。なお、本件に關します関連工事といたしまして、別途に分離発注しております電気工事につきましては、福生市加美平三丁目一番地 株式会社細谷電気と四千六十八万五千円で、また、給排水衛生設備工事につきましては、福生市志茂百七十五番地 安藤設備株式会社と一千百三十三万円でそれぞれ契約を予定いたしております。

そのほか、今後の問題のこととございますけれども、防音機能復旧工事、いわゆる木製建具をアルミ建具に取り替える等の工事の施行でございますが、この件につきましては、現在防衛施設庁と協議中でございますので、決定次第追加工事として発注してまいりたいと存じます。

以上、まことに雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして原案のとおり御同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第四十二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十二号は、原案のとおり同意されました。

○議長（仲村清信君） 日程第九 議案第四十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを議題とい